

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、160 ページ

施策分野⑦ 緑化推進

[将来像] 緑豊かな環境が保たれている

基本施策 21 緑の保全

基本施策がめざす姿

- 良好な緑が適切に保全され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
民有緑地の保全契約面積	4.27ha	現状維持	
アライグマ捕獲数	53頭	地域からの 排除	
タイワンリス捕獲数	543頭		
イノシシ捕獲数	37頭		

現状と課題

- 町では、平成7年度に「葉山町緑の基本計画」を、平成17・28年度に同改訂版を策定し、風致地区や近郊緑地保全区域等の指定、民有緑地の緑地保全契約の締結などの手法により、緑の保全に努めてきました。今後も、関係団体や町民と協力しながら多様な手法を活用し、貴重な緑や里山等の自然環境を保全していく必要があります。
- 生態系の保全に向けては、葉山町は、トウキョウサンショウウオやヤマアカガエルなどの希少生物がいることで知られていますが、一方で、アライグマやタイワンリスなどの外来生物やイノシシ等の有害鳥獣の繁殖が生態系に影響を与えています。また、こうした外来生物や有害鳥獣は農業被害や生活被害を引き起こし、人的被害も懸念されるため、その対策を推進していく必要があります。
- 地域の実情に応じた森林整備などの促進のため、令和6年度から国税として森林環境税が課税されることになり、令和元年度から都道府県・市区町村に森林環境譲与税の譲与が始まりました。

基本方針

- 優れた緑の保全を推進するとともに、有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	21 - 01	緑の保全活動の促進・支援
------	---------	--------------

首都圏に残された貴重な緑という広域的な観点のもと、「葉山町緑の基本計画」や「葉山町森林整備計画」に沿った保全活動を推進し、森林環境譲与税の有効活用を検討します。

町有緑地については、危険木の伐倒、下草刈り、枝下ろし、松くい虫防除などにより、適切な管理を推進します。

民有緑地については、緑地保全奨励金、枯れ松防除補助金、いけがき設置等助成制度等の活用を促進し、緑を保全していきます。

単位施策	21 - 02	有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護
------	---------	-------------------

生態系や生活、農業に影響を及ぼす外来生物や有害鳥獣の捕獲事業を推進するとともに、新たな被害の原因になり得るペットの飼育放棄などの防止に向けた啓発を進めます。また、在来生物の保護に努めます。

協働でできること

- 町は、町民やNPO等の協力を得ながら、緑地の維持管理を行うとともに、身近な生物の生息環境の観察など自然環境に関する活動についても、連携して進めていきます。
- 町は、町民や町内ボランティア団体と協働で、竹林などの整備や緑地の管理、間伐材の利用についての研究を進めていきます。
- 町は、町民と協働で、外来生物や有害鳥獣の捕獲事業、在来生物の保護を進めます。
- 町は、町民や関係団体等と協働で、棚田の復田等、里山の魅力を創造するための取り組みを推進し、自然環境の保全に努めます。



ボランティアとの協働による竹林整備の様子

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、160,161 ページ

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成をめざした取り組みが、地域で浸透している

基本施策 22 循環型社会の形成

基本施策がめざす姿

- ごみの資源化・減量化の意識が高まり、町民一人ひとりがそれを実践し、適正に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
リサイクル率	49.8% (平成30年度)	67.6%	
クリーンセンター再整備事業	—	供用開始	

現状と課題

- 平成30年から町の可燃ごみ全量を逗子市で、逗子市のし尿・浄化槽汚泥を本町でそれぞれ処理しています。さらに令和2年度から町の容器包装プラスチック全量の処理を逗子市で開始しており、広域での連携を進めています。
- ごみの発生抑制・資源化・減量化への理解を深める戸別収集・資源ステーション収集を今後も効率的に行うことが求められます。また、導入から6年以上が経過し、社会情勢の変化や当時にはない製品等があることから、ごみの細かな分別等について臨機応変に対応していくことが求められます。
- 現クリーンセンターは竣工以来40年を超え、全体的に老朽化が進んでいます。現存施設については、現状に合わせ抜本的な再整備が必要です。また、生ごみは自家処理の普及により減少していますが、可燃ごみの更なる減量のためには、生ごみの分別収集による資源化が必要であると考えます。
- 令和6年度から稼働する予定の生ごみ資源化処理施設について、生ごみの収集方式や回数等について、町の地域特性に合った方式を研究していくことが求められます。
- リサイクル率について、当初のめざそう値45%は、町民の皆さんのご理解ご協力により令和元年度に達成しました。今後も引き続き、循環型社会の実現に向け、リサイクル率向上に努めていきます。

基本方針

- ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	22 - 01	ごみの資源化・減量化の推進
------	---------	---------------

ごみの発生抑制・資源化・減量化に向け、広報や回覧等を活用した啓発・情報提供や、町内（自治）会や資源回収業者と協働による説明会を開催します。

また、生ごみの分別収集実施に向けたモデル地区を選定し、先行実施を行いながら、町の地域特性に合った収集方式を検討します。

生ごみの自家処理の普及を図るとともに、単身世帯やマンション世帯などに見合った生ごみ自家処理容器の調査・研究を行い、さらに事業系一般廃棄物の削減に向け、事業者が生ごみなどのごみの資源化・減量化に一段と取り組めるような環境を整備します。

単位施策	22 - 02	ごみの安定処理
------	---------	---------

ごみの発生抑制・資源化・減量化を進め、可能な限り最終処分量を削減しながら、鎌倉市・逗子市との広域連携により、効率的かつ安定的な一般廃棄物の処理体制の構築のため、町民の生活環境への影響を可能な限り少なくするようクリーンセンター再整備を令和 6 年度供用開始に向けて進めます。

協働でできること

- 町は、関係団体との協働により、生ごみ処理容器の普及や分別についてのチラシ作りなどに引き続き取り組みます。
- 町は、生ごみ分別のモデル地区において、先行実施を行った結果の意見や感想を地域住民から聞き取りを行い、町の地域特性に合った収集方式を検討します。
- 町は、資源物の集団資源回収を行っている町内（自治）会と実際に資源物の収集を行っている事業者とともに、その地区の住民に対して資源物の分け方などについての説明会を引き続き行います。



家庭での生ごみ処理容器の活用

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 23 地球温暖化対策の推進

基本施策がめざす姿

- 行政・事業者・町民それぞれが、エネルギー使用量の無駄をなくすための方法を見出し、実践しています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
再生可能エネルギー*システム等設置補助金交付件数	19件	25件	
電気自動車等購入費補助金交付件数	—	10件	令和2年度から開始

現状と課題

- 平成28年に、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対応する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して気温上昇を低い状態に保つ努力を追究することを目標とした「パリ協定」について署名し、気候変動対策に取り組んでいます。
- 日本でも、これまで感じたことの無い酷暑、台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発し、これにより多くの被害が発生しています。町においても、令和元年の台風15号・19号により停電や断水、倒木などが発生し、町民の生活に大きな支障が生じました。
- 地球温暖化に起因する気候変動は、町にとっても大きな脅威であることを認識し、将来の町民に持続可能な社会を引き継いでいけるよう、これまでの取り組みを継続するとともに、他団体との連携や、町民に対する気候変動問題の周知・情報共有を強化する必要があります。
- SDGs*未来都市である神奈川県「プラごみゼロ宣言」に賛同し、令和元年10月から町独自の環境配慮の取り組み「はやまクリーンプログラム*」を開始しました。町役場では、プラスチックごみを削減する取り組みの一環として、職員にマイボトルの使用を呼びかけ、ペットボトルごみ排出量は1年間で削減率94%となりました。

基本方針

- 温室効果ガスの削減をめざし、町民と協働で省エネ・創エネ・蓄エネ化を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策

23 - 01

資源エネルギー対策の促進

「はやまクリーンプログラム」等、町が率先して、資源再生利用や省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や意識啓発を進め環境に優しいまちづくりを推進します。

「かながわ気候非常事態宣言」にも掲げられている脱炭素社会の実現に向け、太陽光パネル、エネファーム、蓄電池を含めた再生可能エネルギーシステムの設置に対する補助、電気自動車の購入に対する補助を行い、多くの町民が資源再生利用や省エネルギーを推進するよう働きかけます。

協働でできること

- 町は、町民・事業者が再生可能エネルギーの利用を推進するために、省エネ・創エネ・蓄エネの設備やシステム等の町内への普及を補助制度等で支援します。
- 町は、「はやまクリーンプログラム」に基づき、一人ひとりができることから環境問題に取り組めるよう啓発します。



マイボトルを推進して町施設に給水機を設置



プラごみゼロに向けて
「はやまクリーンプログラム」を開始

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野◎ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 25 合併処理浄化槽の整備

基本施策がめざす姿

- 合併処理浄化槽により、公共下水道区域外の生活排水が適切に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
平成29年度からの単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への累計転換基数(市街化調整区域)	82基	650基	平成29年度からの累計
合併処理浄化槽維持管理補助金の申請基数(市街化調整区域)	100基	588基	

現状と課題

- 「生活排水処理基本計画」において、市街化調整区域は合併処理浄化槽整備区域とし、し尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽の普及を図っています。し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。
- 合併処理浄化槽への転換促進に向け、平成29年度より国や県の交付金・補助金だけでなく、町の単独費で転換に係る補助金の大幅な上乗せをしています。結果、上乗せ前は年に1～2件程度であった転換件数が平成29年度以降、年に約30件と増加しています。引き続き、「生活排水処理基本計画」の目標達成に向け、さらなる普及促進に取り組む必要があります。
- 浄化槽は、適正な維持管理のために、法定検査を受ける必要がありますが、その受検率は約25%と低い状況となっています。合併処理浄化槽維持管理補助金は法定検査を含む適正な維持管理をした町民が対象となるため、申請数を増やすことで法定検査受検率の向上を図る必要があります。

基本方針

- 市街化調整区域における生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の啓発に努めていきます。

具体的な取り組み

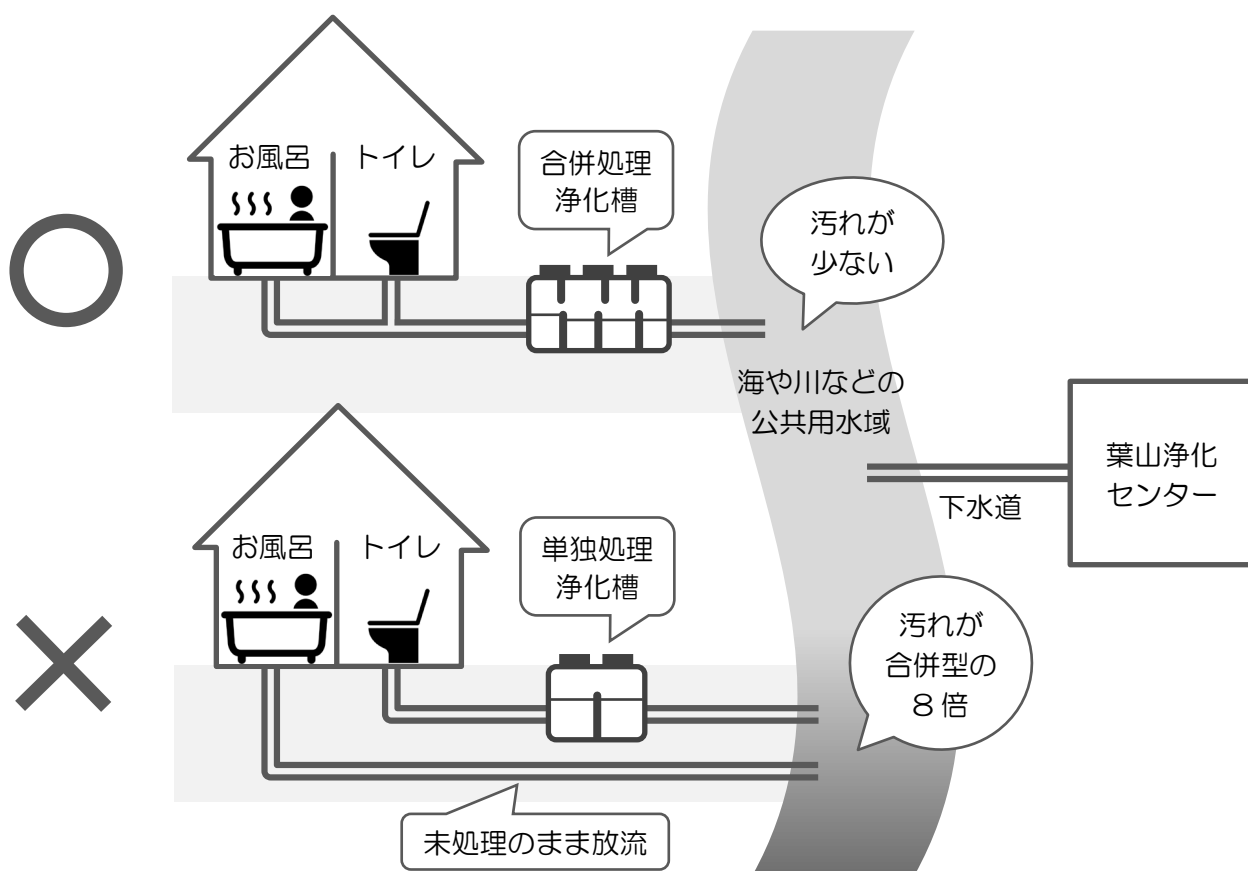
単位施策	25 - 01	合併処理浄化槽の普及・促進
------	---------	---------------

汲み取り便槽や単独処理浄化槽が川や海に与える影響、合併処理浄化槽の重要性等について、広報、ホームページ、戸別訪問及び説明会などを通じて啓発します。

また、合併処理浄化槽への転換費用の一部補助や、合併処理浄化槽の適正な維持管理に対する費用の一部補助を通じて、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を図ります。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、浄化槽の役割について十分に理解し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油や雑排水など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進むことで海や川などの自然環境が良好に保たれます